

条 例

議会の議決を経た「千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年10月6日

千曲市長 小川 修 一

千曲市条例第31号

千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基
づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年千曲市条例第25号)
の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び市長」を「、市長」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「、
市長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄
に掲げる事務及び同条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条中第4項を第5項とし、
第3項の次に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準
法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報シス
テムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同
じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機
能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」
という。)であって自らが保有するものを利用することができる。

第5条第2項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

別表第1中

「

4 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

」を

「

4 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	千曲市結婚新生活支援事業補助金交付要綱(平成31年千曲市告示第10号)による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第2中

10 市長	千曲市福祉医療費給付金条例による乳幼児等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 医療保険給付関係情報 医療保険資格関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付等関係情報
11 市長	千曲市福祉医療費給付金条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 医療保険給付関係情報 医療保険資格関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付等関係情報 特別児童扶養手当等関係情報 身体障害者、療育、精神障害者保健福祉等手帳関係情報 国民年金関係情報 後期高齢者医療保険関係情報
12 市長	千曲市福祉医療費給付金条例による母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 医療保険給付関係情報 医療保険資格関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付等関係情報 児童扶養手当関係情報

」を

10 市長	千曲市福祉医療費給付金条例による乳幼児等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 医療保険給付関係情報 医療保険資格関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付等関係情報 住登外者宛名情報
11 市長	千曲市福祉医療費給付金条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 医療保険給付関係情報

		医療保険資格関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付等関係情報 特別児童扶養手当等関係情報 身体障害者、療育、精神障害者保健福祉等手帳関係情報 国民年金関係情報 後期高齢者医療保険関係情報 住登外者宛名情報
12 市長	千曲市福祉医療費給付金条例による母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 医療保険給付関係情報 医療保険資格関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付等関係情報 児童扶養手当関係情報 住登外者宛名情報

」に、

14 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 医療保険給付関係情報 介護保険給付等関係情報 児童手当関係情報 児童扶養手当関係情報 養育医療給付関係情報 障害者自立支援給付関係情報 学校保健医療費用関係情報
15 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報

」を

14 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 医療保険給付関係情報 介護保険給付等関係情報 児童手当関係情報 児童扶養手当関係情報 養育医療給付関係情報 障害者自立支援給付関係情報 学校保健医療費用関係情報 住登外者宛名情報
15 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報
16 市長	結婚新生活支援事業補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務であって規則に定めるもの	戸籍関係情報 住民票関係情報 地方税関係情報

」に

改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第5条関係)

機関	事務	機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報 地方税関係情報 生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報
3 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用	教育委員会	学校保健医療費用関係情報 児童手当関係情報 児童扶養手当関係情報

	の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		
4 市長	千曲市福祉医療費給付金条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別児童扶養手当等関係情報
5 市長	千曲市福祉医療費給付金条例による母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	児童扶養手当関係情報
6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。